

「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版の見直し」 (素案)に係るパブリックコメント手続の意見取扱結果

【意見募集期間】 令和7年7月7日（月曜）～令和7年8月5日（火曜）

【意見提出者数】 2人

【提出意見数】 4件

【計画の修正】 提出いただいたご意見に対する市の考え方は別紙のとおりであり、今回、ご意見に基づく修正はありません。

なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

○ 取りまとめ方法

提出意見の公表にあたって「徳島市市民参加基本条例」第11条第7項により、提出意見を整理し、基本計画の項目ごとに要約したものを公表しています。

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版の見直し（素案）に係る
パブリックコメント手続における意見の概要と本市の考え方

番号	1	章	第2 基本事項
		概要	施設整備基本方針について
意見	・徳島市のいう「施設整備基本方針」について 〔処理能力〕：「処理能力」は規模：75×2炉、焼却能力：150t/日程度にとどめること。ごみ排出総量の減量を広く市民に求めると共に、不法投棄者には重罪を科す。また近い将来には人口減少も加速されるとの試算もあることから過大な施設は不要である。 〔規制値〕：「全国他都市の最新施設と同等の厳しい自主規制基準を設定する。」とあるが、数値の設定などでは「環境に配慮した施設」とは言えない。実際に全国の焼却施設では「数値の偽装や改ざん」が行われている。最近では「鳴門市が偽装」し問題となった。市民を含む第三者機関が立ち入り・監視できる制度を確立することが必要。 〔熱回収施設〕：原子力発電に次ぐ「環境破壊を伴うごみ焼却発電」＝「化学物質をまき散らす熱回収」の必要性は全くない。社会に害を与えるだけの施設である。 〔経済性〕：「経済性に優れた施設」を目指すのであれば、最小限の炉とすべきであり、2炉で十分である。不要な付帯設備・建物などは設計・建設から除外すること。 〔環境の調和〕：「周辺環境と調和した施設とする」とあるが、必要最小限の設計・施工とすべきである。 〔施設整備〕：「見学ルートを整備する」とあるが、「ごみの減量や地球温暖化防止等の啓発など」の環境学習については各種教育課程において実践・実施されるべきであり利用頻度の低い見学ルートを新施設に整備する事は「費用対効果」に於いても必要ない。 〔周辺環境整備〕：「新施設周辺地域の環境整備・振興策を実施する」とあるが、どのような対策を行っても「迷惑施設」であることに変わりはない。だからこそ、無用な対策や口先だけの安全でなく「真に安全な新施設・運用・補修等」が求められる。		
考え方	施設整備にあたりましては、頂いたご意見も参考にしながら、市民の皆さまや事業者の皆さまが排出する一般廃棄物を安定的に処理するために必要な施設を整備するとともに、環境面や費用面にも十分配慮した施設を目指してまいります。 また、ごみの減量化や再資源化の取り組みについても、今後より一層推進してまいります。		
番号	2	章	第3 ごみ量・ごみ質の設定
		概要	新施設の施設規模について
意見	・令和16年度のごみ排出量の中で、特に可燃ごみの量が多すぎる。令和5年度に比べて3%しか減量されていない。11年経てばもっと減っていると思うし、減らさなければならない。減らすつもりがないのか。わざと多めに見積もり、施設規模を大きくしようとしているのか。災害を予想して多めに見積もっているのか。 ・災害廃棄物として、10%1日25t分加えてあるのだから、可燃ごみ量を多めに見積もり、施設規模を大きくしようとしていると考えられる。		
考え方	新施設の施設規模につきまして、現状の本市のごみ量や人口動態などから推計される施設稼働予定時期の令和16年度の将来ごみ量を基に、排出されたごみを安定的に処理していくために必要な規模として算定しました。 また、ごみの減量化につきましては、市民の皆さまや事業者の皆さまと協働して様々な施策に取り組み、ごみの発生や排出の抑制、再資源化に取り組んでまいります。		

番号	3	章	第6 可燃ごみの処理方式
		概要	熱回収施設について
意見	・「熱回収施設」については、次の理由から反対する。 ①一般廃棄物等の焼却総量を減少させるべき社会的風潮に逆行する行為・計画であること。 ②「熱回収施設」の建設・運用・維持・改修・管理経費等には莫大な費用が必要であること。 ③発電の為に焼却(プラ類等・なんでも焼却)総量を増大させる事はSDGsに逆行する。 ④地球環境に悪影響を与える「化学物質・温暖化物質」等の排出量の増大が予見されること。(プラスチック類を燃やすと重量の約2倍、木質類は重量の約半量のCO2が排出される) ⑤家庭等から排出される厨芥類等は多様な収集方法により「飼料化・堆肥化」を行うこと。 ⑥事業所から排出される「食品類」も多様な収集方法により「焼却しない処理」を行うこと。		
考え方	可燃ごみの処理方式につきましては、他都市における採用事例が圧倒的に多いことや、建設費・維持管理補修費が安価であること、原理が単純で分かりやすいこと等のメリットがあり、排出されたごみの安定的な処理が可能な方式であるため、ストーカ式の熱回収施設とすることとしています。 しかし、ごみの減量化が重要であるということをご指摘のとおりであり、その実現に向け、ごみの発生・排出抑制に対する意識啓発や環境教育・環境学習の充実、生ごみ処理機の普及促進など、市民や事業者の皆さまと協働して様々な施策に取り組みながら、ごみの適切な分別や、集めた資源のリサイクルなど、循環型社会の推進に取り組んでいきたいと考えております。		
番号	4	章	第10 事業計画の検討
		概要	概算事業費について
意見	・ 昨今の建設資材費用の高騰で、建設費用は456億にもなる。莫大な費用である。徳島市はごみ排出量が多く、リサイクル率は少ない。市としてもっと減量に力を入れるべきでないか。例えば、ペットボトルのリサイクル率は全国的には9割近くになるが、徳島市はわずか25%である。市民への啓発が出来ていないと思う。		
考え方	本市といたしましては、将来にわたり安定的にごみ処理ができる施設整備を目指すとともに、建設費や維持管理費など施設整備に係る経費について、可能な限り削減できるよう検討しながら事業を進めてまいります。 また、ごみの減量化につきましても、市民の皆さまや事業者の皆さまと協働して様々な施策に取り組み、ごみの発生や排出の抑制、再資源化に取り組んでまいります。ご指摘のとおり、リサイクル率の向上は重要な事項であると考えておりますので、徳島市の「一般廃棄物処理基本計画」に掲げるごみの減量化や分別等の徹底、再資源化の推進などの各種施策の周知をしっかりと取り組むことで、リサイクル率の向上に繋げてまいりたいと考えております。		